

第4回 東京都中央卸売市場 条例改正準備会議

日 時： 令和元年7月26日（金）
午後2時から
場 所： 都庁第一本庁舎北塔42階
特別会議室A

〈次 第〉

- 1 開 会
- 2 議 事
卸売市場法改正を踏まえた東京都中央卸売市場条例の改正について
- 3 閉 会

〈配布資料〉

次第・座席表・委員名簿

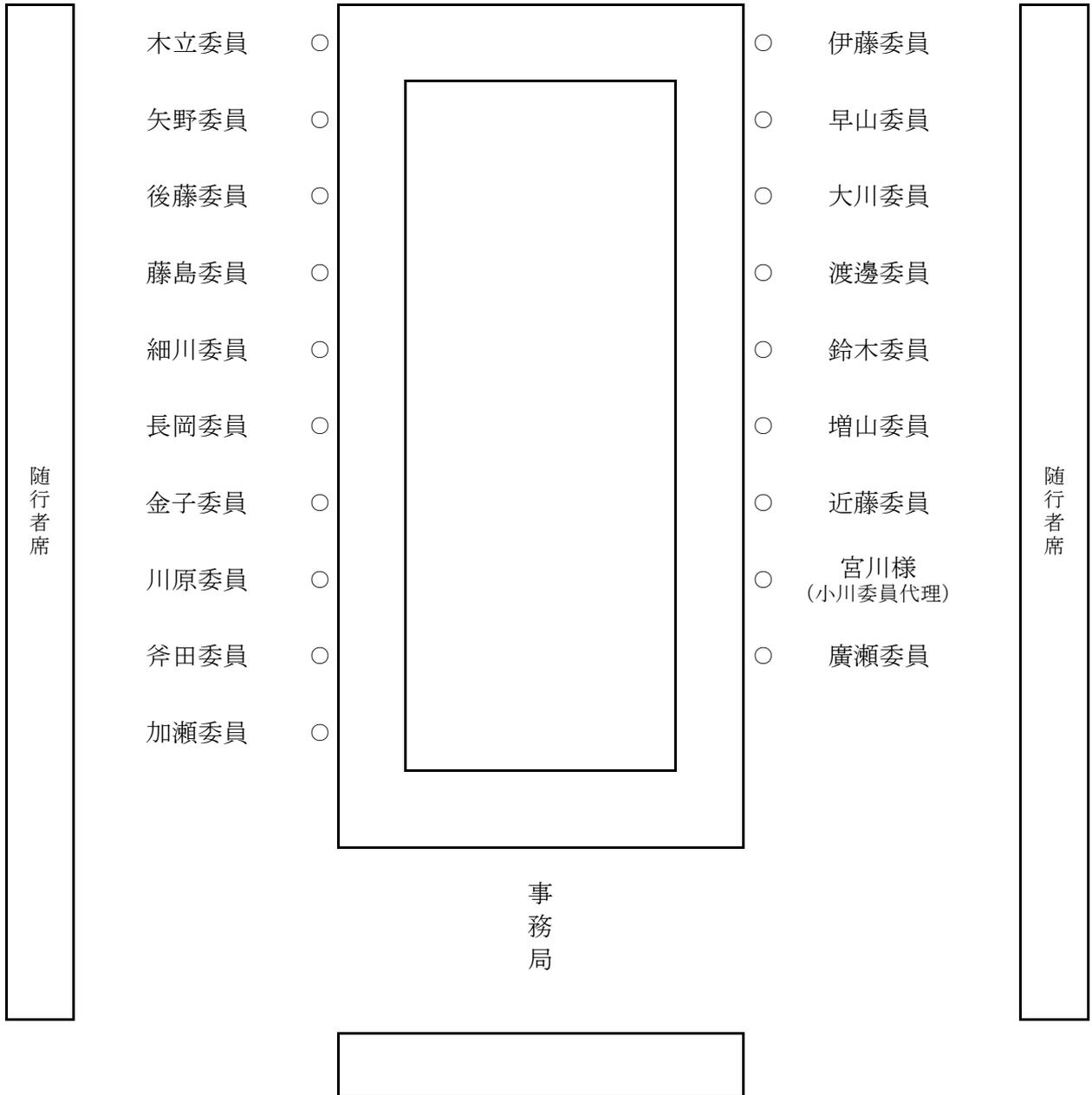
- 資料 1 卸売市場法改正を踏まえた東京都中央卸売市場条例の改正について
- 資料 2 東京都中央卸売市場条例に定める主な事項
- 資料 3 条例改正により想定される取引イメージ
- 資料 4 改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）について
- 資料 5 取引ルールに関する新旧比較（概要）

第4回 東京都中央卸売市場 条例改正準備会議 座席表

場所：都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

松田委員
長嶺委員

速記者席



東京都中央卸売市場 条例改正準備会議 委員名簿

区分		所属・役職	氏 名
外部有識者		中央大学商学部教授	木 立 真 直
		流通経済大学流通情報学部教授	矢 野 裕 児
		A. T. カーニー株式会社 パートナー	後 藤 治
		東京聖栄大学客員教授	藤 島 廣 二
		卸売市場政策研究所代表	細 川 允 史
出荷者		一般社団法人大日本水産会常務理事	長 岡 英 典
		全国農業協同組合連合会園芸部長	金 子 千 久
卸売業者	水産	東京都水産物卸売業者協会会長	伊 藤 裕 康
	青果	東京中央市場青果卸売会社協会副会長	鈴 木 敏 行
	食肉	東京食肉市場株式会社代表取締役社長	小 川 一 夫
	花き	東京都花き振興協議会理事	加 瀬 泉
仲卸業者	水産	東京魚市場卸組合連合会会長	早 山 豊
	青果	東京青果卸売組合連合会会長	増 山 春 行
	食肉	東京食肉市場卸商協同組合理事長	野 本 照 雄
	花き	東京都花き振興協議会理事	斧 田 清 幸
実需者	水産	東京魚市場買参協同組合	大 川 三 敏
		東京都水産物小売団体連合会会長	渡 邊 一 夫
	青果	東京都青果物商業協同組合理事長	近 藤 栄一郎
	食肉	東京食肉買参事業協同組合	廣 瀬 常 年
		東京都食肉事業協同組合理事長	宮 本 重 樹
	花き	東京都花き振興協議会会長	川 原 常 光
東京都		東京都中央卸売市場事業部長	長 嶺 浩 子
		東京都中央卸売市場市場政策担当部長	松 田 健 次

卸売市場法改正を踏まえた東京都中央卸売市場条例の改正について

改正卸売市場法の趣旨を踏まえ、中央卸売市場条例を改正するにあたり、卸売市場の活性化に資する取引環境を整備する観点から、取引ルール(改正法に定める遵守事項以外の遵守事項(その他の取引ルール))の具体的な内容について整理を行う。

○改正卸売市場法の趣旨

- ・卸売市場を食品流通の核としつつ、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図る。

○東京の卸売市場が目指すもの

- ・東京の卸売市場は、質・量ともにバラエティに富んだ「東京の食文化」など豊かな都民生活を支える基幹的インフラである。
- ・集荷・分荷、価格形成、代金決済、公正な取引など市場の重要な役割を今後も十分に果たすとともに、外部環境の変化に伴い、産地や実需者が求める新たなニーズへの対応が必要である。
- ・開設者である都は、市場取引を担う市場業者とともに、こうした市場の機能を確保し、社会的責任を果たしていく。

○条例改正の方向性

- 産地や実需者の多様なニーズに的確に対応するとともに、公正な取引を維持するため、以下の方向で条例改正を行う。
- ・取引の活性化や業務の効率化を図るため、基本的に規制は緩和
 - ・公正な取引環境や食の安全安心を確保するために必要な規制は維持

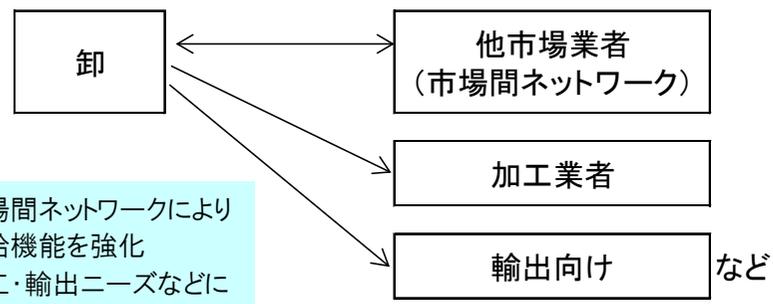
東京都中央卸売市場条例に定める主な事項

事項		規定のイメージ		
目的	生鮮食料品等の円滑な供給を確保し、都民の消費生活の安定に資すること			
定義	卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者の基本的な役割等を明記			
取引ルール	共通	改正卸売市場法で定める共通ルール		
	その他	1 公正な取引環境の確保		
		① 取引実態の把握	実績報告	実績報告(日報等) 第三者販売、商物分離、直荷引きについての実績報告
			決済状況の届出	代金決済に関する契約内容等の届出
		② 円滑なせり取引の実施	売買参加者の承認、せり・入札における参加者の限定(仲卸業者・売買参加者)	
			せり人の届出、知事の実施する講習の受講義務	
		2 市場機能の確保		
		① 経営状況の把握	仲卸業者の事業報告書の提出(卸売業者の事業報告書は共通ルール)	
		② 休開市の決定	市場休業日は知事が取引参加者の意見を聴いて決定	
	3 食の安全安心の確保			
① 物品の品質管理に関する規定				
② 安全・品質管理体制の整備				
施設使用	市場施設の使用に関する規定(取引ルールの遵守に係る規定を含む)			
監督	取引ルールの遵守、市場の秩序維持等卸売市場の適切かつ健全な運営を確保するために必要な指導、検査、監督処分等に関する規定			
その他	都と市場関係者との協議の場の設置、災害時における生鮮食料品の確保等、市場の運営に関する規定			

条例改正により想定される取引イメージ

第三者販売による販路拡大

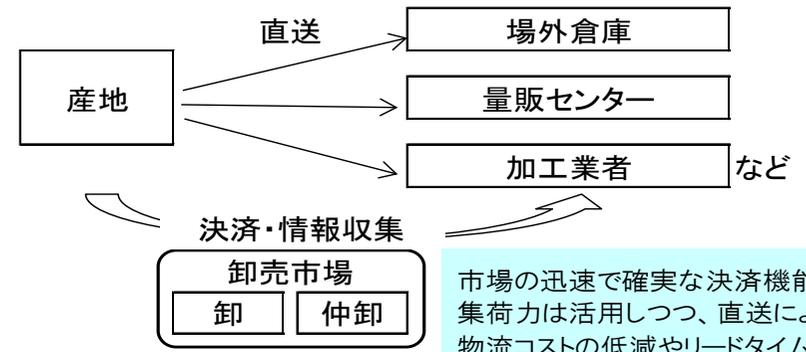
(現 行) 残品が生じる場合などに許可を得て例外的に実施
 (改正案) 事前の手続きなく様々な取引先に自由に販売可能に



市場間ネットワークにより
供給機能を強化
加工・輸出ニーズなどに
柔軟かつ迅速に対応

商物分離による物流の効率化

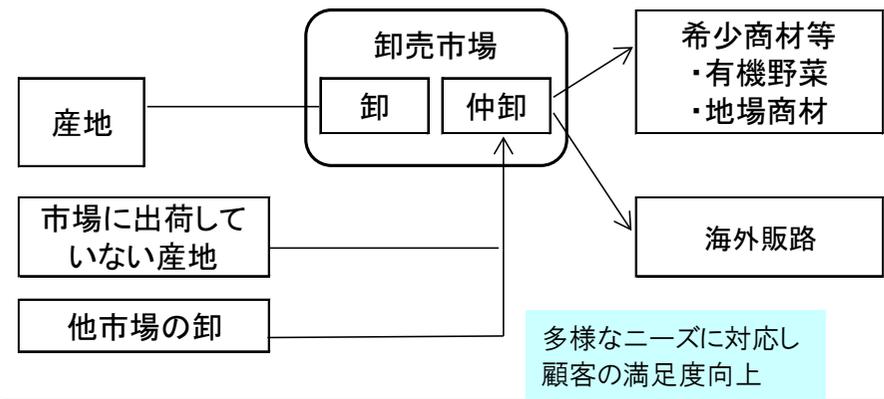
(現 行) 予め保管場所の指定を受けるなどにより例外的に実施
 (改正案) 必要に応じて顧客への直送が可能に



市場の迅速で確実な決済機能や
集荷力は活用しつつ、直送による
物流コストの低減やリードタイム短
縮を実現

仲卸の直荷引きによる品揃え機能強化

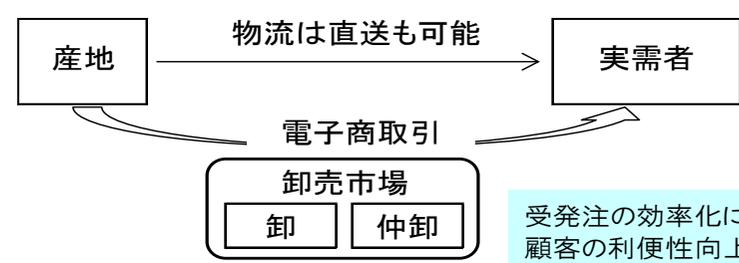
(現 行) 卸から仕入れられない場合などに許可を得て例外的に実施
 (改正案) 仲卸は、調達先を場内卸に限らず自由に拡大可能に



多様なニーズに対応し
顧客の満足度向上

電子商取引によるビジネスチャンス増大・業務効率化

(現 行) 品目制限に加え事前承認を得て実施
 (改正案) 商取引の手法は、電子商取引含め自由に



受発注の効率化により
顧客の利便性向上

改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項(その他の取引ルール)について

事項		内容		理由
1	第三者販売	実績報告	・卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたときは、毎月、知事に報告しなければならない。	・取引の実態を把握するため。 ・せり売、入札による卸売を円滑に行うため。
		せり・入札の規制	・卸売業者は、せり売又は入札により卸売を行う場合、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。ただし、せり売又は入札により生じた残品の卸売をする場合はこの限りでない。	
2	商物分離	実績報告	・卸売業者は、卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売をしたときは、毎月、知事に報告しなければならない。	・取引の実態を把握するため。
		場外指定保管場所	・卸売業者は、「当該卸売市場の周辺の地域における一定の場所」において、当該卸売市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をするときは、当該保管場所について知事の指定を受けなければならない。 ・指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、遅滞なくその旨を知事に届出なければならない。	
3	直荷引き	実績報告	・仲卸業者は、当該卸売市場の取扱品目に属する物品について、その市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、毎月、知事に報告しなければならない。	・取引の実態を把握するため。
4	売買取引の結果等の知事への報告等	実績報告	・卸売業者は、以下の事項について知事に報告しなければならない。 ①主要な品目の卸売予定数量(日ごと) ②主要な品目の卸売の数量及び価格(日ごと) ③卸売をした物品の品名、数量、卸売価格(月ごと) ④仲卸業者、売買参加者に対する卸売の買受人ごとの数量及び金額(年ごと) ⑤出荷奨励金(月ごと) ⑥完納奨励金(月ごと)	・取引の実態を把握するため。 ・①、②については、開設者が公表する事項の基礎データとするため
5	卸売の記録の提出(販売原票)	記録の内容等	・卸売業者は、取扱品目の卸売をしたときは、当該物品の品名、性別(食肉に限る)、産地、出荷者、等級、数量、単価、買受人等を記録しなければならない。 ・知事は、検査その他市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対してその記録を提出させることができる。 ・記録の提出は、電子情報処理組織を使用する方法によることができる。	・取引の実態を把握するため。

改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項(その他の取引ルール)について

事項		内容		理由
6	人の健康をそこなうおそれのある物品の売買禁止	売買の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> ・知事は、人の健康をそこなうおそれのある物品が市場に搬入されないよう努める。 ・何人も、人の健康をそこなうおそれのある物品を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。 ・知事は、該当する物品があると認めるときは、その物品の売買を差し止め、又は市場外に持ち去ることを命ずることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場における安全・安心を確保するため。
7	売買取引の制限	談合その他不正な行為	<ul style="list-style-type: none"> ・せり売り又は入札による卸売において、談合その他不正な行為があると認められるときは、知事は、その売買を差し止め(卸売業者にあつては委託の引き受けを含む)、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場における公正な取引を確保するため。
8	決済の確保	決済条件の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、受託契約約款を定めたときは、知事に届出なければならない。その内容を変更したときも同様とする。 ・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者、その他の買受人又はこれらの団体と代金決済に関して契約等を締結した場合は、その内容を知事に届出なければならない。その内容を変更したときも同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引の実態を把握するため。
		不払いの届出	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、買受人が卸売業者から買い受けた物品の代金の支払いを怠ったときは、速やかに知事に届出なければならない。 	
		残高試算表の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、毎月10日までに前月分の残高試算表を知事に提出しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者の財務の状況を把握するため。
9	せり人の届出	せり人の届出講習の受講	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、せり売の方法で卸売をする業務に従事させるせり人について、知事が行う市場業務に関する講習を受講させなければならない。 ・卸売業者は、せり人について、知事に届出なければならない。 ・卸売業者は、せり人がせり売の業務を行わなくなった場合は、遅滞なく知事に届出なければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・せり売の業務を適正かつ円滑に行うため。
10	仲卸業者の事業報告書の提出	事業報告書の作成・提出期限	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者は、事業報告書を作成し、次に掲げる日から起算して90日以内に知事に提出しなければならない。 ①法人の場合は毎事業年度の末日 ②個人の場合は毎年12月31日 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者の財務の状況等を把握するため。

改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項(その他の取引ルール)について

事項		内容		理由
11	売買参加者の承認	承認の基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・売買参加者になろうとする者は、知事の承認を受けなければならない。 ・承認は市場及び取扱品目ごとに行う。 ・知事は、次の基準のすべてに適合すると認めるときは、承認をするものとする。 ①東京都中央卸売市場の売買参加者の承認の取消しを受けたことのない者(取消しの日から起算して1年を経過した者を含む) ②卸売の相手方として必要な資力、信用、知識、経験を有する者 ③申請者(法人の場合は、その業務を執行する役員)が暴力団員でない ④暴力団員を業務に従事させておらず、かつ業務の補助者として使用していない ⑤申請者が、その業務活動について、暴力団員の支配を受けていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・せり売、入札による卸売について、一定のノウハウ等を有する者により、円滑な取引を行う必要があるため。
		承認の有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・売買参加者の承認の有効期間は5年とする。 ・有効期間の満了後、引き続き売買参加者になろうとする者は、有効期間の更新を受けなければならない。 	
12	休開市	開場の期日	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都中央卸売市場は、市場休業日を除き、毎日開場する。 ・開場日にあつては、卸売業者、仲卸業者、関連事業者は、その業務を行わなければならない。 ・卸売業者、仲卸業者、関連事業者は、開場日にやむを得ず休業する場合は、知事に届出なければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京の卸売市場は、多数の市場や卸売業者が存在することから、全体として適切な市場機能を確保する必要があるため。
		市場休業日	<ul style="list-style-type: none"> ・休業日は、開場日以外の日とし、知事が定める。 ・知事は、休業日を定めるときは、取引参加者の意見を聴かなければならない。 ・生鮮食料品等の安定供給を図るため、休業日に卸売業者、仲卸業者、関連事業者がその業務を行うことを妨げるものではない。 ・知事は、都民の食生活への影響、市場業務に従事する者の労働条件等を考慮し、休業日に臨時に開場し、又は開場日に臨時に休業することができる。 	
13	品質管理	物品の品質管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者は、生鮮食料品等の適正な流通を確保するため、食品衛生法その他関係法令に即して卸売市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場における適正な品質管理を確保するため。
		安全・品質管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・知事は、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者と連携し、物品の安全を確保し、衛生管理の向上を図るための体制の整備に努める。 	

取引ルールに関する新旧比較(概要)

項目		現行 条文	現行	改正案	
共通 ル ー ル	売買取引の原則	46	・中央卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない	・取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない	
	差別的取扱いの禁止	56	・卸売業者は、出荷者、仲卸業者、売買参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない	・卸売業者は、出荷者、仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない	
	売買取引の方法	47	・卸売業者は、物品の区分に応じた売買取引の方法により卸売を行う 1号物品：全量せり又は入札 2号物品：一定割合をせり又は入札 3号物品：せり若しくは入札又は相対 ・知事は、各号の物品、2号物品のせり割合を定め、又は変更するときは、取引委員会の意見を聴かなければならない	・卸売業者は次の売買取引の方法により卸売を行う せり若しくは入札又は相対 ・知事は、市場ごとにせり又は入札で売買取引を行う物品の種類、数量・割合を定め、又は変更するときは、取引委員会の意見を聴かなければならない	
	売買取引の条件の公表		—	・卸売業者は、営業日・営業時間、取扱品目、物品の引渡しの方法、委託手数料、出荷者又は買受人が負担する費用、支払期日・支払方法、奨励金等をインターネットの利用その他適切な方法で公表しなければならない	
	受託拒否の禁止	56	・卸売業者は、卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合には、正当な理由がなければ拒んではならない	・現行どおり	
	決済の確保			—	・取引参加者は、買受代金を早期に支払うよう努めなければならない ・取引参加者は、契約等で定めた支払期日までに買受代金を支払わなければならない
				—	・卸売業者は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に知事に提出しなければならない ・卸売業者は事業報告書のBS・PLの部分について、出荷者から閲覧の申し出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければならない
売買取引の結果等の公表 (卸売予定数量等の公表)	78	・卸売業者は、主要な品目の卸売予定数量・卸売結果を卸売場等において公表しなければならない	・卸売業者は、主要な品目の卸売予定数量・卸売結果、月ごとの委託手数料の受領額、奨励金等の交付額をインターネットの利用その他適切な方法で公表しなければならない		

取引ルールに関する新旧比較(概要)

項目		現行 条文	現行	改正案
その他の取引ルール	第三者販売	60	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしてはならない ・ただし、残品を生ずるおそれがある場合など知事が許可した場合などはこの限りでない ・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしたときは、知事に報告しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしたときは、知事に報告しなければならない ・ただし、せり売、入札により卸売を行う場合は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしてはならない
	商物分離	66	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、市場外にある物品の卸売をしてはならない ・ただし、知事が指定する場所にある物品の卸売をする場合などはこの限りではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、市場外にある物品の卸売をしたときは、知事に報告しなければならない ・卸売業者は、市場外の場所で物品を搬入して卸売をするときは、その保管場所について、知事の指定を受けなければならない
	仲卸の直荷	73	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者は、物品の販売の委託の引受けをしてはならない ・仲卸業者は、その市場の卸売業者以外の者から物品を買い入れて販売してはならない ・ただし、卸売業者から仕入れることが困難な場合など知事が許可した場合などはこの限りでない ・仲卸業者は、その市場の卸売業者以外の者から物品を買い入れて販売したときは、知事に報告しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者は、その市場の卸売業者以外の者から物品を買い入れて販売したときは、知事に報告しなければならない
	卸売業者による売買取引の結果等の知事への報告(卸売予定数量等の報告)	77	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、以下の事項を知事に報告しなければならない ①主要な品目の卸売予定数量 ②主要な品目の卸売の数量、価格 ③卸売をした物品の品名、数量、卸売価格(月ごと) 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、以下の事項を知事に報告しなければならない ①主要な品目の卸売予定数量 ②主要な品目の卸売の数量、価格 ③卸売をした物品の品名、数量、卸売価格(月ごと) ④仲卸業者、売買参加者に対する卸売の買受人ごとの数量、金額(年ごと) ⑤出荷奨励金(月ごと) ⑥完納奨励金(月ごと)
	卸売の記録の提出(販売原票の作成)	71	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は卸売後、直ちに必要事項を記載した販売原票を作成し、知事に提出しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、卸売した物品について、必要事項を記録しなければならない ・知事は、検査等必要があるときは、卸売業者に対してその記録を提出させることができる ・記録の提出は電子媒体よることができる
	人の健康を損なうおそれのある物品の売買禁止	75	<ul style="list-style-type: none"> ・知事は、人の健康を損なうおそれのある物品について、その売買の差し止めを命ずることなどができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおり

取引ルールに関する新旧比較(概要)

項目		現行 条文	現行	改正案
その他の 取引 ルール	売買取引の制限	76	・知事は、せり、入札による卸売について不正な行為があった場合、その売買を差し止めることなどができる	・現行どおり
	決済の確保			・卸売業者は、受託契約約款、買受人又はその団体と締結した代金決済に関する契約等について、知事に届出なければならない ・卸売業者は、買受人が卸売を受けた代金の支払いを怠ったときは知事に届出なければならない ・卸売業者は、毎月、残高試算表を知事に提出しなければならない
	せり人の届出 (せり人の登録)	15	・せり人は、知事の行う登録を受けている者でなければならない ・知事は、せり人の能力判定のための試験を行う	・卸売業者は、せり人について、知事が行う講習を受講させなければならない ・卸売業者は、せり人について、知事に届出なければならない
	仲卸業者の事業報告書の提出	33	・仲卸業者は、事業報告書を作成し、毎事業年度の末日など指定の日から起算して90日以内に知事に提出しなければならない	・現行どおり
	売買参加者の承認	34	・売買参加者になろうとする者は知事の承認を受けなければならない ・承認の有効期間は5年間とする	・現行のとおり ・ただし、承認の基準のうち、卸売業者・仲卸業者の役員等との兼務禁止規定は廃止
	休開市	6 7	・卸売市場は、市場休業日を除き毎日開場する ・市場休業日は、日曜、祝日等とする ・知事は、休業日に臨時に開場し、開場日に臨時に休業することができる	・市場休業日を除き毎日開場する ・市場休業日は、知事が取引参加者の意見を聴いて定める ・知事は、休業日に臨時に開場、開場日に臨時に休業することができる
	品質管理	87の2 87の3	・知事は、部類及び卸売の施設ごとに物品の品質管理の方法を定める ・卸売業者、仲卸業者その他市場関係者は、知事が定める品質管理の方法に従い、物品の品質管理を行わなければならない ・知事は市場関係者と連携し、安全・品質管理体制の整備に努める	・卸売業者、仲卸業者その他市場関係者は、食品衛生法その他関係法令に即して卸売市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない ・知事は市場関係者と連携し、安全・品質管理体制の整備に努める

取引ルールに関する新旧比較(概要)

項目	現行 条文	現行	改正案	
その他	せり物品を相対取引とする 場合の承認	49	・卸売業者は、入荷遅延、せり残品、予約相対取引等の場合 で、せり物品を相対取引とする場合は、知事に承認申請書を 提出しなければならない	廃止
	売買取引の単位	50	・取引の単位は重量による	廃止
	受託物品の即日上場	51	・卸売業者は、上場できる時まで受領した受託物品をその 当日に販売しなければならない	廃止
	指値の届出等	52 53	・卸売業者は、受託物品に指値がある場合、物品にその旨表 示し、届出書を知事に提出しなければならない	廃止
	物品の上場順位	54	・物品の上場順位は市場到着順とする	廃止
	卸売業者・仲卸業者の 業務の規制	55 74	・卸売業者、仲卸業者は、開設区域内において小売等を行う 場合は、知事の承認を受けなければならない	廃止
	卸売をしていない物品の搬 出禁止	57	・何人も卸売をしていない物品を市場から搬出してはならない ・ただし、委託者の指図がある場合はこの限りでない	廃止
	せり売開始時刻前の卸売の 禁止	58 59	・卸売業者は、せり物品をせり開始時刻前に卸売してはなら ない ・ただし、他市場への転送等の場合等で知事が許可したとき は、この限りでない	廃止
	予約相対取引	59の2 59の3	・卸売業者は、仲卸御者、売買参加者と予め締結した契約に 基づき卸売する場合は、知事の承認を受けなければならない	廃止
	再上場の禁止	64	・卸売業者は、卸売した物品について、仲卸業者、売買参加 者から販売の委託を受け、又は買い受けてはならない	廃止
	自己買受の禁止	67	・卸売業者は、卸売の相手方として生鮮食料品等を買受けて はならない	廃止
委託手数料以外の報酬の 收受の禁止	68	・卸売業者は、卸売のための販売の委託の引き受けについ て、委託手数料以外の報酬を受けてはならない	廃止	
受託契約約款	69	・卸売業者は、受託契約約款を定め、知事の承認を受けなけ ればならない	廃止(受託契約約款を定めた場合の届出義務を「決済の確 保」に規定)	

取引ルールに関する新旧比較(概要)

項目	現行 条文	現行	改正案
その他	委託物品の受領	70 ・卸売業者は、委託物品を受領したときは、委託者に物品の種類、数量等を通知しなければならない ・卸売業者は、委託物品の受領に当たり異常を認めるときは、知事の検査を受け、その結果を売買仕切書等に付記しなければならない	廃止
	卸売物品の買受人の明示	72 ・卸売業者は、卸売をした物品の買受人が明らかになるように措置しなければならない ・買受人は、卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない	廃止
	仕切り及び送金	80 ・卸売業者は、卸売の翌日までに委託者に売買仕切金等を送付しなければならない ・ただし、受託契約約款で特別の定めをした場合は、この限りでない	廃止(受託契約約款を定めた場合の届出義務を「決済の確保」に規定)
	委託手数料の率	82 ・卸売業者は、委託手数料の率を定めた場合は、知事に届出なければならない	廃止(委託手数料は「売買取引の条件の公表」等で公表義務を規定)
	出荷奨励金の交付	84 ・卸売業者は、出荷奨励金を交付するときは、知事の承認を受けなければならない	廃止(出荷奨励金は「売買取引の条件の公表」等で公表義務及び知事への報告義務を規定)
	買受代金の即時支払義務	85 85の2 ・買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡を受けると同時に代金を支払わなければならない ・ただし、卸売業者が予め知事の承認を受けて支払猶予の特約を締結したときはこの限りでない	廃止(決済条件は「売買取引の条件」、「決済の確保」で公表義務及び知事への届出義務を規定)
	卸売代金の変更の禁止	86 ・卸売業者は、卸売代金の変更をしてはならない ・ただし、知事が正当な理由があると認めるときはこの限りでない	廃止
	完納奨励金の交付	87 ・卸売業者は、完納奨励金を交付するときは、知事の承認を受けなければならない	廃止(完納奨励金は「売買取引の条件の公表」等で公表義務及び知事への報告義務を規定)
	卸売業者の業務の許可	・卸売の業務を行なおうとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならない。(現行法第15条)	・業務許可は廃止し、市場施設の使用許可とする
	仲卸業者の業務の許可	24 ・仲卸の業務を行なおうとする者は、知事の許可を受けなければならない。	・業務許可は廃止し、市場施設の使用許可とする ・許可基準のうち、卸売業者の役員等との兼務禁止規定を廃止